

連結会計における注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- (ア) 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- (イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券
- (ア) 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
- (イ) 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金
- (ア) 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
- (イ) 市場価格のないもの……………出資金額
ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 取得原価法による低価法
ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
 - 建物 15 年~50 年
 - 工作物 8 年~50 年
 - 物品 2 年~15 年
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
- ③ (ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)
- ④ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(重要性の乏しいファイナンス・リース取引を除く)
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を、期末自己都合要支給額から控除した額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、令和6年度は該当がありませんでした。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

ただし、一部の連結対象団体については、この限りではありません。

(8) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

変更なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

変更なし

3. 重要な後発事象

- (4) 主要な業務の改廃
該当なし
- (5) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (6) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (7) 重大な災害等の発生
該当なし

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
該当なし
- (2) 係争中の訴訟等
該当なし

5. 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

| 範囲 | 団体(会計)名 | 区分 | 連結方法 |
|-------|-----------------|----------|------|
| 一般会計等 | 一般会計 | — | — |
| 一般会計等 | 斎宮跡保存事業特別会計 | 特別会計 | 全部 |
| 一般会計等 | 住宅新築資金等貸付事業特別会計 | 特別会計 | 全部 |
| 全体会計 | 国民健康保険特別会計 | 特別会計 | 全部 |
| 全体会計 | 介護保険特別会計 | 特別会計 | 全部 |
| 全体会計 | 後期高齢者医療特別会計 | 特別会計 | 全部 |
| 全体会計 | 水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部 |
| 全体会計 | 下水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部 |
| 連結会計 | 伊勢広域環境組合 | 一部事務組合等 | 比例 |
| 連結会計 | 松坂地区広域消防組合 | 一部事務組合等 | 比例 |
| 連結会計 | 三重県後期高齢者医療広域連合 | 一部事務組合等 | 比例 |
| 連結会計 | 三重県地方税管理回収機構 | 一部事務組合等 | 比例 |
| 連結会計 | 松阪地区広域衛生組合 | 一部事務組合等 | 比例 |
| 連結会計 | 三重県市町村総合事務組合 | 一部事務組合等 | 比例 |
| 連結会計 | 多気東部土地開発公社 | 一部事務組合等 | 比例 |

連結の方法は次のとおりです

地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。なお、三重県市町総合事務組合(退職手当事業)については、積立不足額を一般会計等財務書類に計上することにより連結したものとみなしています。

第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体(出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

① 範囲

来年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

② 内訳

該当なし